

	質問	回答
1	<p>募集要項 6 (4) に「官公庁又はその他団体から、類似の業務を受託した実績を有していること、又はこれと同等の実績を有すること」とあるが、ここでいう「類似の業務」には、地方自治体における創業支援事業の企画・運営や、起業家・中小事業者向けの情報発信・ネットワーク構築に関する業務なども含まれると理解してよろしいか。</p> <p>また、「その他団体」には、民間団体や経済団体等からの受託実績も含まれるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 「第 1 業務の目的・概要」に記載のとおり、「本業務では、これまでにない新たな技術やアイデアを有するものの、事業化を図る上で必要となるマーケティング戦略や知財保護などの課題を抱えるスタートアップに対し、地域経済をけん引する企業へと成長を促すための短期集中的な伴走支援（以下、「成長促進プログラム」という。）を行う。」こととしていることから、地方自治体における創業支援事業の企画・運営や、起業家・中小事業者向けの情報発信・ネットワーク構築に関する業務は、「類似の業務」には含まれません。 ・民間団体及び経済団体からの受託実績は、「その他団体」における受託実績に含まれます。
2	<p>本事業への応募にあたり、複数法人による共同企業体（コンソーシアム）として応募することは可能か。</p> <p>可能な場合、代表法人に求められる要件や、構成員それぞれの実績を合わせて応募資格を満たすことの可否についてもご教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案募集要「6 応募資格」に記載のとおり、「応募できる団体は、次のいずれの要件も満たすことができる法人格を有する団体とする。」こととしているため、法人格を有しない共同企業体（コンソーシアム）は、応募ができません。 ・法人格を有する団体が単独でご応募いただき、契約後、県の承諾を得た場合に限り、業務を再委託することは可能です。
3	<p>仕様書第 10 の 1 及び契約書（案）第 5 条に、県の承諾を得た場合は再委託が可能とございます。再委託として想定される業務範囲について、何らかの目安や制限はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託可能な業務の範囲については、「再委託を行う合理的な理由があるか。」「再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力があるか。」を勘案し、判断します。なお、合理的な理由としては、再委託することで、事業を効果的に実施できることなどが挙げられます。
4	<p>募集要項 6 (10) に「選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること」とあるが、現時点で未登録の場合、応募と並行して登録手続きを進め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格を保有していない事業者が、公募型プロポーザルに参加するために本年度の入札参加資格の申請を行う場合、申請に必要な書類を令和 8 年 2 月 17 日（本事業における応募期限の 7 営業日前）までに、不備のない状態で共同受付窓口へ提出する必要があります。 ・なお、令和 8 年 2 月 17 日（本事業における応募期限の 7 営業日前）までに、本年度の入札参加資格の申請に必要な書類を提出している場合には、「登録見込み」として応募資格を満たします。

	ることで「登録見込み」として応募資格を満たすことは可能か。	詳細については、下記ホームページをご確認ください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html
5	募集要項 10 に選考委員会でのプレゼンテーション及び質疑を行う旨の記載があるが、プレゼンテーションの持ち時間や参加可能人数などの詳細が決まっていたら、ご教示いただきたい。	・詳細については、プレゼンテーションに参加する事業者を決定した後、お知らせします。